

農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 利子補給の対象となる<u>法第2条第3項に規定する</u>農業近代化資金の種類は、次のとおりとし、利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して、別に定める。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第5条 融資する農業近代化資金について利子補給を受けようとする融資機関は、当該融資について、あらかじめ農業近代化資金利子補給承認申請書<u>(様式第1号)</u>を所管する広域振興局長（当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第2号に規定する農業共済組合、同条第3号に規定する土地改良区連合、同条第4号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社（別に定めるものに限る。）であるときは、知事。以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の承認は、農業近代化資金利子補給承認書<u>(様式第2号)</u>を交付して行う。</p>	<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は、次のとおりとし、利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して、別に定める。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第5条 融資する農業近代化資金について利子補給を受けようとする融資機関は、当該融資について、あらかじめ<u>別に定める様式による</u>農業近代化資金利子補給承認申請書を所管する広域振興局長（当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第2号に規定する農業共済組合、同条第3号に規定する土地改良区連合、同条第4号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社（別に定めるものに限る。）であるときは、知事。以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の承認は、<u>別に定める様式による</u>農業近代化資金利子補給承認書を交付して行う。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の農業近代化資金利子補給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は承認書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は承認書については、なお従前の例による。